「令和6年能登半島地震」による損害について、被災事業用資産の 損失額を必要経費に算入する場合の入力方法

事業所得(営業・農業)がある場合

「収入金額・所得金額の入力」画面で**事業所得(営業・農業)**の「入力する」ボタンをクリックし、「事業所得の入力」画面の中段「**被災事業用資産の損失を入力する**」をクリックして 損害の内容を入力する方法をご案内します。

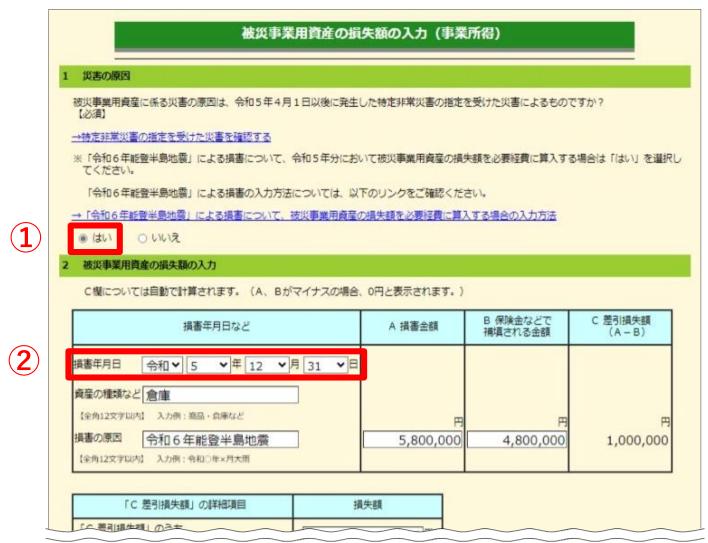
※赤字部分は、右記 [入力例] のとおり操作してください。

① 「はい」を選択する

(2)

能登半島地震の発生は令和6年 1月1日であるが、便宜上「令 和5年12月31日」を選択する

[入力例]



(引き続き画面の案内に沿って入力する)